

定期報告対象建築物および防火設備対象一覧表

※令和元年6月25日施行の法改正により朱書き部分が変更となりました。

用途	政令指定 ※200㎡を超えるものに限る ※避難階のみにあるものは対象外	避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める告示 ↓ 政令を更に限定	国指定 ※200㎡を超えるものに限る ※避難階のみにあるものは除く	県規則 ※200㎡を超えるもの、または階数が3以上で100㎡を超えるものに限る	報告時期 (3年後ごとに報告)	防火設備追加
劇場、映画館、演芸場	・3階以上にある ・地階にある ・客席の部分が100㎡以上 ・主階が1階にないもの	◆屋外観覧場は除く ・主階が1階にないもの ・地階及び3階以上が100㎡(特定規模)を超えるもの ・客席の部分が200㎡以上	◆屋外観覧場は除く ・主階が1階にないもの ・特定規模を超えるもの ・客席の部分が200㎡以上	・床面積が300㎡を超えるもの ・3階以上床面積100㎡超 ・地階床面積100㎡超 特定規模を超えるもの	① 2019年	
公会堂、集会場、観覧場	・3階以上にある ・地階にある ・客席の部分が100㎡以上	◆屋外観覧場は除く ・特定規模を超えるもの ・客席の部分が200㎡以上	◆屋外観覧場は除く ・特定規模を超えるもの ・客席の部分が200㎡以上	◆屋外観覧場は除く ◆集会場は200㎡以上の室を有するものに限る ・床面積が300㎡を超えるもの ・特定規模を超えるもの		
病院、診療所(収容施設有り)	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	・床面積300㎡超 ・特定規模を超えるもの	③ 2021年	床面積200㎡超
ホテル、旅館	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	② 2020年	
下宿、共同住宅、寄宿舎	左記用途に供する建築物	◆サービス付き高齢者向け住宅 ◆認知症対応型老人共同生活援助事業(老人福祉法第5条の2第1項第六号) ◆共同生活援助を行う事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の第15項) ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	◆サービス付き高齢者向け住宅等に限る ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	指定なし	③ 2021年	床面積200㎡超
学校	・3階以上にある ・2,000㎡以上	◆学校、学校に付属する体育館は除外	対象外	・床面積2,000㎡超		
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場等	・3階以上にある ・2,000㎡以上	・3階以上が100㎡を超えるもの ・2,000㎡以上	・3階以上が100㎡を超えるもの ・2,000㎡以上	・床面積2,000㎡超	② 2020年	
児童福祉施設等(高齢者、障害者等就寝用途あり)	左記用途に供する建築物	◆助産施設、乳児院及び障害児入所施設 ◆助産所 ◆盲導犬訓練施設 ◆救護施設及び更生施設 ◆老人短期入所施設その他 ◆養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム ◆母子保健施設 ◆障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業 ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	◆左に掲げる限定用途 ・特定規模を超えるもの ・2階の部分が300㎡以上	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	③ 2021年	床面積200㎡超
児童福祉施設等(高齢者、障害者等就寝用途なし)	左記用途に供する建築物	対象外	対象外			
公衆浴場	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの	③ 2021年	
百貨店、マーケット、物販店舗	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・床面積1,000㎡超 ・特定規模を超えるもの		
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・床面積500㎡超 ・特定規模を超えるもの		
遊技場	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・床面積1,000㎡超 ・特定規模を超えるもの	① 2019年	
展示場	左記用途に供する建築物	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	・特定規模を超えるもの ・3,000㎡以上 ・2階の部分が500㎡以上	指定なし		
物販店舗、飲食店、遊技場の2以上複合用途				・床面積1,500㎡超		

特殊建築物として報告が必要な範囲

* 国指定または県指定のいずれかに該当

防火設備として報告が必要な範囲

(防火設備は2018年度から毎年度報告が必要)